

特定非営利活動法人 シマフクロウ・エイド 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 シマフクロウ・エイドという。
英文名を、「Fish-Owl AID」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道厚岸郡浜中町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、世界では日本とロシアの一部、国内では北海道のみ生息しており、絶滅危惧種にも指定されているシマフクロウの現状を多くの人に伝え、保護・保全活動を行っている人達を支援し、行政や企業、市民とのパートナーシップのもとに、シマフクロウの保護活動を行うものとする。さらに、次世代へ繋がる新たな人材の育成と自然や生態系の保全を通して地域資源を再認識し、地域の活性化、シマフクロウの保護・保全活動の促進に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) シマフクロウの保護・保全活動及び支援する事業
- (2) シマフクロウの保護・保全活動を支援する人材育成事業

- (3) シマフクロウを通じた環境教育事業
- (4) シマフクロウに関わる地域の交流・活性化に関する事業
- (5) エコツアーリズムに関する事業
- (6) ホームページ、各種印刷物等による PR に係る事業
- (7) その他、上記各号に付随する事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 関連頒布品の企画頒布事業
- (2) その他上記に付随する事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限りで行うものとし、利益が生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 サポーター

(種別)

第6条 この法人のサポーターは次の4種とし、運営サポーターをもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 運営サポーター
この法人の目的に賛同し、この法人の運営に携わるために入会した個人。
- (2) 個人サポーター
この法人の目的に賛同し、この法人の事業を支援するために入会した個人で、総会における議決権をもたないもの。
- (3) スペシャルサポーター
この法人の目的に賛同し、この法人の事業を資金的に支援するために入会した個人で、総会における議決権をもたないもの。
- (4) オフィシャルサポーター
この法人の目的に賛同し、この法人の事業を支援するために入会した法人または団体で、総会における議決権をもたないもの。

(入会)

第7条 サポーターの入会については、特に条件を定めない。

- 2 サポーターとして入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申し込み書若しくはホームページにより、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付けた書面若しくは電磁式方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 サポーターは、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(サポーターの資格の喪失)

第9条 サポーターが次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又はサポーターである団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 サポーターは、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 サポーターが次の各号の一に該当するに至ったときは理事会の議決により、これを除することができる。

この場合、そのサポーターに対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上
- (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事として、1人を副代表理事、1人を事務局長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事、副代表理事、事務局長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代表する。
- 3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は代表理事が任免する。

第5章 事務局

(設置)

第21条 この法人に事務局をおくことができる

- 2 事務局は、事務局長その他の職員をもって構成する
- 3 事務局長は事務局を総轄し、組織及び運営に関し必要な事項を遂行する

第6章 顧問

(設置)

第22条 この法人に顧問を置くことができる。

(専任及び任期)

第23条 顧問は代表理事が任免する。

- 2 顧問は理事と協力して事業推進を補佐し、適切な助言や指導をする。
- 3 顧問の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第7章 総会

(種別)

第24条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第25条 総会は、運営サポーターをもって構成する。

(権能)

第26条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員を選任又は解任

(開催)

第27条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 運営サポーター総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁式方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁式方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 総会の議長は、その総会において、出席した運営サポーターの中から選出する。

(定足数)

第30条 この総会の定足数は不要とする。

(議決)

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営サポーターの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面または電磁式方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第32条 各運営サポーターの表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席出来ない運営サポーターは、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁式方法をもって表決し、又は他の運営サポーターを代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した、運営サポーターは、第31条第2項、第33条第1項第2号及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営サポーターは、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営サポーター総数及び出席者数(書面若しくは電磁式方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、運営サポーター全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をしたものの氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

第8章 理事会

(構成)

第34条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第35条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び活動予算の変更
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営についての決定
- (5) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (6) 事業計画及び活動予算
- (7) 事業報告及び活動決算
- (8) 役員の職務及び報酬
- (9) 会費の額及びサポーターに関する事項
- (10) その他重要な事項

(開催)

第36条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁式方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁式方法をもって少なくとも10日前までに通知しなければならない。

4 代表理事は理事会に顧問の出席を要請することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第39条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第40条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁式方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁式方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第49条 予算超過又は、予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営サポーターの過半数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営サポーターの欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営サポーター総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営サポーター総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第12章 細則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	菅野 正巳
副代表理事	日高 哲二
理事	金澤 裕司
監事	山崎 貞夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年12月31日までとする。
- 6 この法人の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 運営会員	年会費	10000円
(2) 個人会員	年会費	3000円
(3) サポーター会員	年会費	10000円
(4) 法人会員	年会費	50000円

この定款は、平成23年6月29日から施行する。

この定款は、令和元年9月6日から施行する。

